平成２５年（フ）第１６４号
神戸市灘区福住通３丁目１番10号
債務者　久井　康平
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０６号
神戸市中央区日暮通５丁目３番９号
債務者　金本朋子こと　沈　　朋子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４９号
神戸市兵庫区駅南通２丁目１番38―503号
債務者　中村　勝俊
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６６号
神戸市北区有野台６丁目20番Ｂ６棟301号
債務者　永福　節子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８号
大分県国東市安岐町下原2704番地　市営川原住宅532号
債務者　佐古　和樹
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
青森県八戸市大字尻内町字八百刈29番地１光風荘６号、住民票上の住所青森県八戸市大字長苗代字上碇田４番地３　ピュアハイツ13号
債務者　吉崎　　博
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
青森県八戸市石堂４丁目６番８号　シティコーポ105号、前住所青森県八戸市石堂１丁目28番11号　コーポみどり２号
債務者　佐々木達男
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
神奈川県横須賀市東逸見町２丁目88番地
債務者　椿　　正男
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５０号
神奈川県横須賀市不入斗町３丁目24番地１Ｆ
債務者　赤石　将樹
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５３号
神奈川県横須賀市坂本町１丁目15番地10
債務者　深渡瀬　恵
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６０号
青森市第二問屋町３丁目18番14号　三和荘２号
債務者　毛内　留行
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６１号
青森市第二問屋町３丁目18番14号　三和荘２号
債務者　毛内千代枝
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
大阪市大正区鶴町３丁目16番13号　石田方、前住所京都府八幡市八幡源氏垣外37番地の４
債務者　阿邊山作織
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９５号
大阪府守口市西郷通３丁目12番13号
債務者　山中　義智
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７７９号
大阪府吹田市岸部中３丁目15番12―406号
債務者　福地　昭太
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３９号
大阪府東大阪市高井田本通２丁目２番31―707号
債務者　竪山　真紀（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２９３号
大阪市東成区神路３丁目10番５号
債務者　藤原　淳子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部